

わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、若桜町役場自立政策課（若桜町若桜 801-5）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、わかさ氷ノ山自然ふれあいの里への集客を促進し、氷ノ山地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 集客促進につながる広報宣伝活動及びイベントの企画・実施
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

2 会長は、若桜町長をもって充てる。

3 副会長は、氷ノ山観光業者組合長をもって充てる。

4 監事は、協議会の構成員の中から互選で2名を選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代理する。

3 監事は、財務を監査する。

(任期等)

第8条 会長及び副会長の任期は特に定めず、幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した幹事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が毎会計年度少なくとも1回招集するほか、会長が必要と認めたととき招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、次の事項を審議決定する。

- (1) 協議会規約の改廃に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) その他わかさ氷ノ山自然ふれあいの里への集客促進に係る重要事項に関すること。

3 協議会の会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第10条 協議会に付議すべき事案の検討及び協議会から付託された事項を検討するために幹事会を置くことができる。

(1) 幹事は、別表2に掲げる者をもって構成する。

(2) 幹事会に代表幹事を置く。

(3) 幹事会は、代表幹事が必要と認めたととき招集する。

(4) 幹事会の運営に関して、別途定める。

(専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、第8条第2項第1号に掲げる事項を除き、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、事項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(会計)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、会長が委嘱する。

3 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成11年4月20日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、施行の日から平成12年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

別表1 (協議会の構成)

東部総合事務所生活環境局長
若桜町長
鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館長
若桜町観光開発事業団常務理事
若桜町観光協会長
若桜町商工会長
わかさふるさと特産品グループ会長
氷ノ山観光業者組合長
鳥取いなば農業協同組合若桜支店長
若桜鉄道株式会社総務課長
日本交通株式会社取締役バス営業部長
つく米自治会長

別表2

東部総合事務所生活環境局生活安全課長
鳥取県文化観光局観光課長
若桜町自立生活課長
鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館長
若桜町観光開発事業団事務局長
若桜町商工会経営指導員
氷ノ山観光業者組合長他(2)
つく米自治会長